

非常勤講師解雇撤回を求めて

# ひとみ輝く学校を

NO. 3  
2011年2月



加茂暁星高校職員組合・にいがた私学争議団

連絡先 〒950-0925 新潟県新潟市中央区弁天橋通1-13-13 私学会館内  
TEL 025-286-7600 FAX 025-286-7610

## 加茂暁星高校

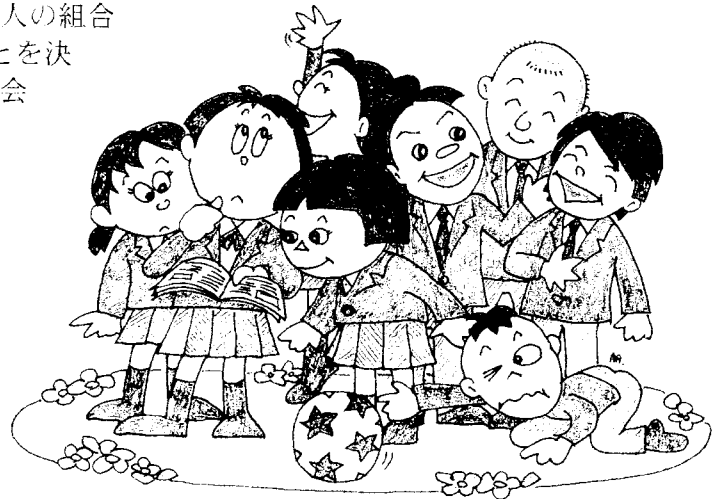
新潟平野中央部の小都市（人口約3万人）にある生徒数約600人、全日制普通科と5年制看護科があります。向学心に燃える農家などの勤労学生を育てる朝学校として始まり、創立80周年になる伝統ある学校です。

## ことの始まり

2004年に新潟県公立高校を定年退職した校長が、翌年には同様に副校長が天下ってきました。校長のワンマン体制を確立するために一方的な就業規則の変更、校務分掌の任命化、職員会議の形骸化、一時金の大幅カットなどが強行され、明るい学校が管理職の上意下達、パワーハラスメントの横行する学校へと変えられてしまいました。また、理念のない教育内容の変更はあとをたたく、カリキュラムの変更、生徒への評価基準の変更、登校困難な生徒に対する特別指導体制の廃止、さらにIT（商業）科の廃止、授業料値上げと生徒不在の学校運営を行っています。

## 事件の経緯

2007年3月、非常勤講師19名のうち12名を雇い止めにしました。これは、「ゆきとどいた教育を維持したい」という組合の要求によって35年以上前に決められた専任教員の授業持ち時間数を一気に増やすことによってなされました。解雇通告を受けたうち二人の非常勤講師は25年、17年と勤め続け、暁星高校の教育を専任教員とともに支え続けてきました。より丁寧な対応が必要な生徒が増えている中で、このような専任教員の急激な労働強化は教育内容の低下を招きかねないと考え、二人は学園側に説明を求めました。しかし、学園側は1年契約だから何の説明も必要としないと会うことさえ拒否し解雇したのでした。このような不誠実な対応に対し、加茂暁星高校職員組合も二人の組合加盟を認め、ともに闘うことを決めました。新潟県労働委員会戸別あっせん、団体交渉でも学園側は誠意のない態度に終始しました。そこで2007年12月「地位の確認（解雇撤回）」を求めて新潟地裁に提訴しました。



## 新潟地裁で画期的な勝利判決

そして、2010年12月、二人の原告の地位確認とこれまでの賃金の支払いを命じた判決が出されました。これは、一年ごとに更新する非常勤講師にも働き続ける権利があることを認めた判例史上初の快挙となりました。

正規も非正規も同じ教育を担うものとして  
同等の仕事をしていると認定

非常勤講師はこれまで校務分掌(クラス担任や部活動など)を受け持たないことから、正規教員との違いが強調され、両者には質的な違いがあるとされてきました。そのため「期待権」と呼ばれる非正規でも期限が来ても働き続けることを望む権利が、裁判上では認めにくいとされてきました。しかし今回の判決では非常勤講師が「教員活動の中核を担う授業活動において授業を担当するほか」様々な授業関連の教育活動をあげ「専任教員と同様の業務をこなしてきた」と評価したのです。教育の本質に授業があり、その点で正規・非正規に区別がないと判断されました。そのことで非常勤講師にも「期待権」が認められ、解雇は不当であるとしたのです。

これは小中学校で急速に増加している非常勤教員をはじめとする非正規教員にとっても大きな意味を持ちます。非正規教員にとって大きな悩みは仕事が続かないこととたとえ続いたとしても頻りに職場が変わることです。これらの問題を乗り越え正規も非正規も一体となって安定した環境で学校づくりをすすめるための一つの条件が生まれたのです。

非常勤講師にとどまらず、広く非正規雇用の労働者にも  
雇用者の勝手は許されないという判断

非正規労働者に対する法的な保障は希薄なものです。そのため多くの人々が「雇い止め」に抵抗できず、悔し涙を飲んできました。しかし今回の判決では雇用が継続するだろうと期待できるような職場であれば「信義則」からみて、つまり働くものの信頼を裏切って雇用者側の一方的な解雇はできないとしたのです。一定の条件があれば働くものの期待を裏切るような雇用者側の勝手は許さないということです。法的な保障のきわめて弱い非正規労働者にとってこの考え方は一筋の光と言えます。

この判決を確定させ、非正規雇用の働き続ける  
権利を一步前にすすめよう！

# 100万署名めざして

## 地裁勝利の原動力は3万の署名

解雇撤回裁判では多くの署名が集められ国民の声として裁判所に届けられます。それが裁判所を動かすこともあります。

今回は、短期間の署名活動にもかかわらず、通常の数を大きく超え、3万筆の署名が新潟県をはじめとして全国から集まってきました。この声が国民世論として裁判所に伝わったことは間違いありません。

## 3万筆に込められた思いは「もう我慢できない」という切実な叫び

なぜ、このような多数の署名が集まったのでしょうか。そこには働くものの半数に近いといわれる非正規雇用の悲惨な実態があるのです。雇用者側の勝手に雇止めになり、突然生活困難におちいる現実、その不安。「もう我慢できない」という叫びが二人の原告を通して表されたのです。

## 「雇用者の勝手は許さない」という地裁判決を確定させるために高裁でも再び勝利を勝ち取りましょう。

そのために、今、100万筆を目標に署名活動を始めています。高裁の壁は高いといわれています。この壁を乗り越えるには日本中から働くものの声を集めなければなりません。

一筆でも多くの署名を集めて下さい。よろしくお願いします。



**闘争資金が不足しています。物品販売・カンパにもご協力下さい。**

▶新潟県労働金庫 東新潟支店 普通 4916214

▶ゆうちょ銀行 振替口座 00510-4-83562

名義：にいがた私学争議団支援共闘会議